

国民年金保険料の納付が困難な方へ 国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット 1

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）

※ 納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット 2

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

退職（失業等）により納付が困難な方は、特例免除を申請できます！

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※免除等申請ができる期間・過去期間……申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。・将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。 ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から翌年の6月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください

※複数年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができますが、申請書は申請する年度ごとに1枚必要となりますのでご注意ください。

手続きについて

●申請書による申請

1 申請書の記入

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要事項を記入してください。

2 申請書を提出

総務課住民グループまたは稚内年金事務所まで提出してください。郵送でも手続きできます。
退職（失業等）により納付が困難な方は、次の書類を添付してください。

**失業した事実が確認
できる証明書類の写し**

雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者
離職票や雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など

なお、過去に同一の失業等の理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付等したことがある場合は、あらためて添付等する必要はありません。

●提出期限

すみやかに提出してください。（申請が遅れても最大2年1か月前までさかのぼって申請できます。ただし、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。）



マイナポータルを利用した電子申請でいつでも免除等が申請できます！



←マイナポータルはこちらです
<https://myna.go.jp>

※初めてマイナポータルを利用される方は、マイナポータルのログイン画面の「登録・ログイン」から「利用者登録」を行ってください。

詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-74-1000）または日本年金機構ホームページをご覧ください。



相続登記の義務化が始まりました！ ～旭川地方法務局からのお知らせ～

これまで不動産の所有者（名義人）が亡くなり、相続が発生しても直ちに相続登記がされない要因として、相続登記の申請が任意であることや申請をしなくとも不利益を被ることが少ないことなどが指摘されており、所有者不明土地発生の原因となっていました。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、不動産登記法が改正され、本年4月1日から相続登記が義務化されることとなりました。

これにより相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内（遺産分割協議の場合は、話し合いがまとまった日から3年以内）に相続登記申請をしなければならないこととなりました。既に発生している相続も対象となり、その場合は、令和6年4月1日から3年間の履行期間となります。

この機会に不動産の所有者を確認していただき、相続登記がお済みでない場合は、早めに手続きをお願いします。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

【お問い合わせ先】

旭川地方法務局登記部門 電話 0166-38-1146（直通）

※窓口対応時間 平日の午前9時から午後5時まで（年末年始・祝日を除く）

【手続きの詳細】

法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html



自筆証書遺言書保管制度のご案内 ～旭川地方法務局からのお知らせ～

ご自身で作成した遺言書は、法務局で安全・確実に保管することができます。

法務局に預けておけば、紛失や改ざんを防ぐことができ、本人が死亡した場合、ご遺族に通知することもできます。また、遺言書の内容を証明書として取得し、相続登記手続や金融機関での各種手続に利用することができます。

遺言書の作成をお考えの方は、ぜひ利用を検討してみてください。
なお、手続は予約制です。



「遺言書ほかんガルー」

【お問い合わせ先】

旭川地方法務局名寄支局 電話 01654-2-2349（直通）

※窓口対応時間 平日の午前9時から午後5時まで（年末年始・祝日を除く）

【手続きの詳細】

法務局ホームページ

https://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/category_00015.html



北工学園締結式

中頓別町と学校法人北工学園により8月6日に協定締結式を開催し「中頓別町と学校法人北工学園による人材育成に向けた協定」の締結を致しました。人口減少や少子高齢化の急速な進展により人材不足が進む「保育士」や「介護福祉士」などの育成に向けて、連携して人材の発掘、育成に努めるとともに、国の制度の活用や各市町村、民間企業等への働きかけを積極的に行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けたものであります。

学校法人北工学園は、道北地域で唯一、保育・幼児教育、介護福祉等の分野や日本語教育を通して、社会に貢献する人材の育成に積極的に取り組んでおり、本協定締結により（１）保育・幼児教育、介護福祉等人材の発掘と育成、（２）地域の魅力向上、地域経済の活性化等地域の発展を目指す取組の推進、（３）教育や文化資源を活用した教育、文化の振興と発信の分野で協力していくこととなり、町内における、保育・幼児施設や介護福祉施設等において、安定した施設運営を展開できるものと考えています。



国内での化学物質規制が大きく見直しとなりました

国内で取り扱われている化学物質の中には、危険性や有害性を持つ物質が多くあるため労働者が安全に働けるように化学物質規制があります。

労働安全衛生法関係法令の改正により、令和6年4月から職場での化学物質規制が大きく見直しとなっています。詳しくは、労働安全衛生総合研究所ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

事業者のための化学物質管理無料相談窓口 電話 050-5577-4862



子ども達のための「里親」制度のご案内です

さまざまな事情で、一時的に家庭で暮らせない子どもがいます。そういうお子さんを一時的に一般家庭で養育していただくのが里親制度です。愛情をもってお子さんを育てていただける方で基準を満たす方であれば、里親になるのに特別な資格は必要ありません。

数日間の短い期間から、年単位の長い期間まで養育をお願いすることがありますが、その間のお子さんの生活費は公費負担で、里親さんには手当が支給されます。

里親について知りたい方、里親を希望される方は、お気軽に児童相談所にご連絡ください。

【受付・お問い合わせ】北海道旭川児童相談所稚内分室 電話 0162-32-6171（里親担当あて）



最終号 第2回幸福度アンケート調査の分析状況③について

幸福度の変化にストレスがどのくらい影響があるのかを分析しました。R2調査とR5調査のストレス状態を比較すると、どちらの時点においても「ストレス有り」と回答した方が4割強存在しており、年代別でみると、30～50代の割合が比較的多くなっていました。

そのストレスの変化をみると、幸福度が上昇した方は「ストレス有り⇒ストレスなし」の割合が15.2%と幸福度の変化がない方や、低下した方よりも高く、また幸福度が低下した方は、現在ストレスが有る割合が幸福度の変化がない方や、上昇した方に比べて高い結果でした。

ストレスを感じる理由は、「買い物環境」が33.5%と最も高く、次いで「健康状況」が22.8%、「医療環境」が16.8%となっていました。

■図表Ⅲ-5-9 ストレスの変化別・幸福度の変化（n=171）

R2調査⇒R5調査		ストレスの変化 R2調査⇒R5調査				合 計
		ストレスなし⇒なし	ストレス有り⇒なし	ストレスなし⇒有り	ストレス有り⇒有り	
幸福度の変化	幸福度の変化はない	20 29.9%	8 11.9%	11 16.4%	28 41.8%	67 100.0%
	幸福度が上昇した	11 23.9%	7 15.2%	7 15.2%	21 45.7%	46 100.0%
	幸福度が低下した	15 25.9%	3 5.2%	11 19.0%	29 50.0%	58 100.0%
	合 計	46 26.9%	18 10.5%	29 17.0%	78 45.6%	171 100.0%

【まとめ】

新型コロナウイルス感染症の状況が大きく変化する中で実施されたR2調査とR5調査の結果を比較し、いくつかの興味深い点が明らかになりました。

働き方の変化

R5調査では、「短時間・不定期」の働き方が増え、その満足度が高いことが分かりました。これは、町が推進してきた働き方改革の一環である副業兼業の促進や、短時間勤務の検討が町民の働き方に良い影響を与えている可能性を示唆しています。

暮らしの不安の変化

「人口減少」や「介護」に対する不安が、R5調査で減少しました。これは、これまでの少子化対策や高齢者福祉施策が、町民の不安を軽減する効果を上げている可能性があります。

新たな課題の浮上

ストレスを感じる最も高い理由が「買い物環境」であったことから、この対策が喫緊の課題であることが示されました。

今回で、令和5年度町民幸福度アンケートの調査報告は最終となります。

詳しくは、町ホームページ＞行政情報＞政策・計画＞政策経営課「第8期総合計画（2022年～2031年）（<https://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/bunya/55098/>）」に掲載しています。

次回の幸福度調査は令和8年に予定していますので、引き続き町民皆様のご協力くださいますようお願いいたします。